

# 令和3年第2回永平寺町議会定例会議事日程

(1日目)

令和3年6月1日(火)

午前10時00分 開議

## 1 議事日程

- |             |  |
|-------------|--|
| 第 1         | 会議録署名議員の指名   |
| 第 2         | 会期の決定  |
| 第 3         | 諸般の報告<br>(町長招集あいさつ)  |
| 第 4 報告第 1号  | 令和2年度永平寺町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について   |
| 第 5 議案第 43号 | 令和3年度永平寺町一般会計補正予算について  |
| 第 6 議案第 44号 | 令和3年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について  |
| 第 7 議案第 45号 | 令和3年度永平寺町上水道事業会計補正予算について   |
| 第 8 議案第 46号 | 永平寺町附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について  |
| 第 9 議案第 47号 | 永平寺町指定居宅介護支援等の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について   |
| 第10 議案第 48号 | 永平寺町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効率的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について                |
| 第11 議案第 49号 | 永平寺町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について   |
| 第12 議案第 50号 | 永平寺町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第13 議案第 51号 | 永平寺町農業委員会の委員の任命同意について  |
| 第14 議案第 52号 | 永平寺町農業委員会の委員の任命同意について  |

- 第15 議案第53号 永平寺町農業委員会の委員の任命同意について
- 第16 議案第54号 永平寺町農業委員会の委員の任命同意について
- 第17 議案第55号 永平寺町農業委員会の委員の任命同意について
- 第18 議案第56号 永平寺町農業委員会の委員の任命同意について
- 第19 議案第57号 永平寺町農業委員会の委員の任命同意について
- 第20 議案第58号 永平寺町農業委員会の委員の任命同意について
- 第21 議案第59号 永平寺町農業委員会の委員の任命同意について
- 第22 議案第60号 永平寺町四季の森複合施設条例の制定について
- 第23 議案第61号 永平寺町農業委員会の委員の任命同意について
- 第24 議案第62号 永平寺町農業委員会の委員の任命同意について
- 第25 議案第63号 永平寺町農業委員会の委員の任命同意について
- 第26 議案第64号 永平寺町農業委員会の委員の任命同意について
- 第27 議員派遣の件

## 2 会議に付した事件

議事日程のとおり

## 3 出席議員（14名）

- 1番 松川正樹君
- 2番 上田誠君
- 3番 中村勘太郎君
- 4番 金元直栄君
- 5番 滝波登喜男君
- 6番 齋藤則男君
- 7番 江守勲君
- 8番 伊藤博夫君
- 9番 長岡千恵子君
- 10番 川崎直文君
- 11番 酒井和美君
- 12番 酒井秀和君
- 13番 朝井征一郎君
- 14番 奥野正司君

4 欠席議員（0名）

5 永平寺町議会に説明のため出席した者の職氏名

町	長	河合永充君					
副町	長	山口真君					
教	育	長	室秀典君				
消	防	長	坪田満君				
総	務	課	長	平林竜一君			
防	災	安	全	課	長	吉田仁君	
財	政	課	長	森近秀之君			
総	合	政	策	課	長	原武史君	
会	計	課	長	酒井宏明君			
税	務	課	長	石田常久君			
住	民	生	活	課	長	吉川貞夫君	
福	祉	保	健	課	長	木村勇樹君	
子	育	て	支	援	課	長	島田通正君
農	林	課	長	黒川浩徳君			
商	工	観	光	課	長	江守直美君	
建	設	課	長	家根孝二君			
上	下	水	道	課	長	朝日清智君	
上	志	比	支	所	長	歸山英孝君	
学	校	教	育	課	長	多田和憲君	
生	涯	学	習	課	長	清水和仁君	

6 会議のために出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	坂下和夫君
書					記	竹内啓二君

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～

(午前10時00分 開会)

～開 会 宣 告～

○議長（奥野正司君） 開会に当たりまして一言ご挨拶申し上げます。

去る4月27日、町長より令和3年第4回永平寺町議会定例会の招集告示がなされ、早速ご案内を申し上げたところ、各議員におかれましては、ご参集をいただき、ご健勝にて一堂に会し、ここに本議会が開会できますことを、心より厚く御礼申し上げます。

なお、SDGsの流れの中、町議会におきましても、迅速な審議や議員間の情報共有のツールとして、紙ベースから現在タブレット導入の準備を議会IT化プロジェクトチームにより準備を進めております。今6月議会には施行を開始したいと、議員講習会も進めたいと思います。

なお、本日傍聴に来庁されました皆様には、傍聴心得を熟読され、ご協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

今定例会は、クールビズ期間に伴い、本町においても議会開催中の服装をノーネクタイで臨んでおりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

また、議場への入場にはマスク着用など、新型コロナウイルス感染症予防にご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

本日の会議事件の説明者として、町長、副町長、教育長、消防長並びに各課長の出席を求めてあります。

本日の議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますので、ご確認のほどよろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は14名で定足数に達しております。

これより令和3年第4回永平寺町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

～日程第1 会議録署名議員の指名～

○議長（奥野正司君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、9番、長岡君、10番、川崎君を指名します。

～日程第2 会期の決定について～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期を、本日、6月1日から6月18日までの18日間としたいと思えます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日、6月1日から6月18日までの18日間に決定しました。

～日程第3 諸般の報告～

○議長(奥野正司君) 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

諸会合への出席状況報告書を皆様のお手元に配付してありますので、ご確認のほどお願いいたします。

次に、例月出納検査の結果が監査委員より提出されております。その写しを皆様のお手元に配付してありますので、ご報告に代えさせていただきます。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、町長より招集の挨拶を受けます。

河合町長。

○町長(河合永充君) おはようございます。

本日ここに、令和3年第4回永平寺町議会定例会が開会されるに当たり、町政運営の所信の一端を申し述べるとともに、今回ご提案いたします議案等の概要についてご説明申し上げます。

梅雨入りを前に、アジサイが美しい姿を見せる季節の中、議員各位におかれましては、ご壮健でご活躍のことと心よりお喜び申し上げます。

第4回定例会のご案内をさせていただきましたところ、ご参集賜り、厚く御礼申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策における本町の取組について申し上げます。

福井県では変異株の拡大に伴い、4月22日に県独自の緊急事態宣言が発令されましたが、ゴールデンウィーク中の不要不急の外出の自粛など、感染防止への取組を徹底したことにより、5月21日には感染拡大特別警報から感染拡大警報に緩和したところです。

しかし、変異株は感染力が強く、県内感染者も3月以降の第4波で急増し、その数は1,000人を超え、近隣の県でも非常事態宣言、まん延防止等重点措置が適用されるなど、まだまだ油断できず、先行きが見えない状況です。町民の皆

様には、多くの制限の中、不安な日々を過ごされていることと大変重く受け止めているところでもあります。

本町では、これまで新型コロナ対策本部会議を通して各課情報を共有し、町民への不要不急の外出抑制や小中学校のクラブ活動休止、町施設の休館など感染拡大注意報・警報などのレベルに応じた基準を作成し、独自に取り組んでまいりました。

小中学校につきましても、教育委員会、校長会、各学校と情報の共有、連携を取りながら、体育大会や修学旅行、部活動など各種行事については、実施時期も含めて安全を第一に判断してまいりたいと考えております。

今年度は昨年のような長期の休業もなく、授業も順調に進んでいることから、夏休みも短縮しない方針でございます。

また、5月14日より町内3か所の児童館、支援センターも再開しており、幼稚園、幼稚園も継続して感染予防の徹底を図り、行事等については状況に応じて対応していきたいと考えています。

感染防止対策に大きな効果が期待できますワクチン接種につきましては、希望される方ができるだけ早く、安心して接種していただけるよう役場内にワクチン接種対策チームを設置し、関係機関と連携し準備を進めてまいりました。その結果、5月17日からの高齢者を対象とした個別接種につきましては、町内7医療機関の協力の下、初日は72名の方が1回目の接種を終えられています。

また、17日から65歳以上の方の予約も順次行っており、先週末で対象者の予約率が84.7%に達しております。このようにワクチンに対する期待が高まる中、接種体制を確保しながら65歳以下の方へのワクチン接種についても、準備を進めているところです。

町職員におきましては、今月6日からの集団接種の開始に伴い、職員の配置計画の策定や事前の説明会を行い、業務が円滑に進むよう体制を整えたほか、国や県とも情報を共有しながら全職員が一丸となって取組を進めているところです。

今後も、国の目標である7月までに高齢者のワクチン接種はもとより、希望される全ての町民の皆様が速やかにワクチン接種を受けられるよう取り組んでまいります。

事業の進捗状況や今後の取組について申し上げます。

コロナ禍における地域経済の状況につきましては、今年2月に福井県立大学、永平寺町商工会をはじめとする町内経済産業団体、雇用機関、金融機関と協働で

実施いたしました町内産業振興に係る実態アンケートの結果により、今年の1月から6月期の業績見通しが前年同期と比較して「悪い」とした回答が過半数を占め、厳しい結果となっています。

一方で、コロナ禍での対策として、商品、サービスの新規開発や提供方法等の見直しについて、現状を打破するため前向きにチャレンジされている状況もお聞きすることができました。

今後は、調査結果で明らかになった現状や課題を基に関係機関と十分協議し、連携を図りながら、スピード感を持って持続可能な産業の育成と振興に努めてまいります。

また、新型コロナウイルス感染症による生活面などへの影響については、町在住者を対象として生活実感調査を実施しております。今後、調査結果を踏まえ、福井県立大学地域経済研究所による分析を行い、アフターコロナへ向けた提案をいただき、町民の皆様の生活支援や子育て支援など、各種事業に反映していきたいと考えております。

次に、観光振興及び地域資源の活用について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい状況が続いておりますが、先日、ミシュランガイド2021北陸特別版にて、町内の宿泊施設が2つ星の評価をいただきました。そのほかにも、永平寺町から飲食部門のミシュランプレートとして1件の店舗が掲載されるなど、アフターコロナ、北陸新幹線や中部縦貫自動車道の開通に向けて、観光面で明るいニュースとなりました。

また、京都市在住で世界的にも著名な写真家で、経済産業省クールジャパン官民有識者会議会員でもありますエバレット・ケネディ・ブラウン氏が、福井県を舞台として永平寺町を拠点に活動されることとなりました。エバレット氏は、松岡十二曲がりをはじめとした古くから残る町並み、風情、永平寺町が推進してきたZENブランドに着目され、芸術文化から始まる地域の活性化を図ろうとされています。

エバレット氏の活動に対しては、福井県や県内各機関、団体との連携も始まるうとしております。町といたしましても、地域の皆様との交流を積極的に推進し、町内資源の発掘、町内交流の促進はもちろん、関係人口の拡大に努めていきたいと考えております。

次に、カヤックの普及に熱い思いを持った方々が主体となり、資金調達の仕組みであるクラウドファンディングを活用して、中島河川公園の上流にフリースタ

イルカヤック競技場ナミノバを整備し、5月29日にオープンいたしました。

この場所は、市荒川発電所から毎秒60トンを超える安定した放流量があり、日本国内でも数えるほどしかないカヤックの聖地としての可能性を秘めた場所となっています。

今後は、全国からカヤックファンが集まることで新たな人の流れが生まれるとともに、国内外の大会の誘致やメダリストの育成、また鳴鹿大堰から永平寺河川公園までの静水域を利用したカヤックの体験会を開催するなど、競技等を通じた交流人口やにぎわいの創出を目指しながら、川のある町として、地域の活性化につながるものと期待を寄せているところであります。

また、5月30日には、志比地区において東京2020オリンピック聖火リレーが行われました。勝山市から届けられた炎は、本町在住の3名の方を含め6名のランナーにより受け継がれ、無事に次のあわら市へ引き継ぐことができました。沿道に駆けつけた来場者の皆様と共にコロナの収束や世界の平和などの願いを託した炎を見届けることができました。

永平寺町の文化財活用について申し上げます。

本日6月1日より9月30日まで、松岡公民館2階資料室にて、新型コロナウイルス感染症防止対策を取りながら文化財企画展示を行っております。今回は「永平寺町の原始から古代」と題し、原始時代から古墳時代にかけての考古遺物を解説も併せて展示しております。なお、期間中には展示に関する講座や公民館講座との連携も予定しているところです。ぜひともこの機会に、町民の皆様をはじめ、多くの方々に足を運んでいただければと思います。

次に、各連携協定について申し上げます。町では、人と人をつなげる、コトとコトをつなげることを目標に、各機関、団体の皆様と協働の施策を展開しております。

去る5月14日には、町内の高齢者福祉施設株式会社ケアふくい様と、災害時協力協定を結ばせていただきました。株式会社ケアふくい様の施設はないろを、松岡東幼稚園の園児の一時避難所としてご提供いただきます。

現在、町内の各園では、ハード面だけでなくソフト面でも、日頃より月1回の避難訓練を実施し安全確保に取り組んでおります。このような協力協定により、なお一層、子どもたちが安心して園生活を送れる環境が整うものであり、今後は協定企業の協力により、防災安全課、消防本部とも協議の上、避難訓練を計画しており、避難ルートの確認のほか、施設での受入れ体制の確認等も予定しており



ます。

また、5月25日には日本商運株式会社様と、災害時における被災者への支援協力に関する協定を結ばせていただきました。これまでも、大雪の際には除雪車燃料や、食料品の提供等、温かいご支援をいただいております。今回改めて地震や風水害等による大規模災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、物資の輸送及び被災者や避難者等への支援活動並びに日本商運株式会社様の施設を避難場所としてもご提供いただきます協定を結ばせていただきました。

災害時には、早め早めの行動と指定された場所へ安全に避難することが基本となりますが、万一のときには、近隣の安全な施設へ避難することが命を守る有効な行動につながります。

今回のように、民間施設、民間企業との災害協力協定は、突発的な災害での避難行動の確認や地域で子どもを守る環境づくりにもつながるものです。

今後とも、関係者並びに住民の皆様のご理解、ご支援をいただき、安全・安心の確保に向けた環境づくりに取り組んでまいります。

次に、町内各種団体との協働の取組について申し上げます。

永平寺町観光物産協会が5月25日に観光庁の事業採択を受け、四季の森複合施設において、町の歴史、文化や豊かな自然環境、精進料理や伝統料理など、食を生かした体験型ワーケーションの開発を進める予定であります。特に、ワーケーションの取組として、日本能率協会マネジメントセンターとの連携協定を予定しており、企業研修の誘致を推進していきたいと考えております。

町としても、商工会やJAなど地域の産業を支える組織、団体と交流の促進を図りながら、人が人を呼ぶサイクルを確立し、コロナ禍の影響で停滞する地域経済の活性化や観光需要の回復に向けて取り組んでまいります。

昨年度から実施している不動産業界の皆様との連携についても、物件情報の共有を緊密に実施し、今年度、町外から松岡地区への移転操業の案件を実現できる見込みとなっております。

次に、まちひとしごと創生総合戦略について申し上げます。

平成27年10月、永平寺町では、人口減少、少子・高齢化社会を克服し、地方創生を推進していくため、地域の産業、教育、金融、労働、報道、議会の皆様など、幅広い分野の方々にお集まりをいただき、永平寺町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定いたしました。総合戦略策定以来、永平寺町の立地や地域資源を生かした転入促進、転出抑制施策を積極的に展開した結果、平成27年度では

社会増減数値として101人のマイナスでありましたが、年を追うごとにマイナス幅は縮小の傾向に推移し、令和2年度では5人のプラスに転じることができました。このような数値の成果を着実なものにしていくため、これまで同様、総合戦略検証委員会による検証を実施し、KPIによる施策効果を測定するなど、第2期総合戦略を着実に推進してまいります。

次に、企業誘致について申し上げます。

永平寺町は、昭和44年に指定された福井都市計画区域、昭和47年に指定された嶺北北部都市計画区域、平成19年に指定された永平寺準都市計画区域といった3つの都市計画区域が混在をしております。準都市計画区域があるのは福井県で永平寺町だけであり、さらに3つもの都市計画区域が混在する町は、全国でも永平寺町だけとなっております。

指定から相当の年月を経過している区域指定は、現在の永平寺町の交通環境、立地条件にそぐわないと思われる規制もあり、企業誘致、住宅立地、集落の維持に支障を来している側面もあります。

このような条件の下でも、町では企業誘致や地域の活性化を推進しており、まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定した27年から、企業進出、事業拡張や宅地造成を目的とした開発行為申請が13件、地域未来投資促進法や企業誘致条例を活用した企業誘致件数が4件となり、着実に民間投資が生まれております。この成果をこれからも持続可能な取組とするべく、都市計画マスタープランの改定を行う今年度から、都市計画担当職員を県から派遣いただき、他県の規制を見直した先進市町との情報共有を行い、都市計画の町内一本化に向けた見直し作業に取りかかっております。これまで解決できなかった大きな課題の解決に向けたチャレンジですが、永平寺町の将来を見据えた土地利用のあるべき姿を実現したいと考えております。

次に、雪害状況と復旧状況について申し上げます。

今年1月7日から降り始めた大雪の除排雪作業により、ガードレールなどの道路附属物や個人所有の塀垣など、除雪車による破損箇所は420か所以上にも及んでいます。これらの破損箇所につきましては、緊急性の高いものから順次補修を行っており、一日も早い復旧に取り組んでいるところでございます。

近年、局地的に短時間での強い雨が日本各地で大きな被害をもたらし、死者、行方不明者など貴い命を奪っています。5月20日からは、全国的に警戒レベル4の避難勧告が廃止され、避難指示に一本化されました。

このことを踏まえ、最新の気象情報を注視し、関係機関と連携を取りながら、厳重な警戒態勢で被害の拡大防止に努め、的確なタイミングで避難準備や高齢者等避難及び自主的避難を促し、レベル4の避難指示段階では速やかに避難できる体制が取れるよう、早め早めの情報発信に努めてまいります。

今後、出水期を迎えるに当たり、さらなるハザードマップの周知に努めるとともに、有害鳥獣の出没についても、防災安全課や農林課からの情報を緊急メールやSNS等を活用して伝達するなど、さまざまな突発的な事象に対しても迅速な情報の発信と的確な伝達に努めてまいります。

それでは、本定例会にご提案いたします議案等について申し上げます。

まず、令和2年度永平寺町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告につきまして、一般会計におきまして、令和2年度内の完了が見込めない18件の年度内完了が見込めない事業などを繰越させていただくもので、事業に対する金額や財源等について報告するものであります。

次に、令和3年度永平寺町一般会計補正予算の主なものについて申し上げます。歳出においては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に要する費用や生活支援、またワクチン接種に係る費用と、本年1月の大雪の際、除排雪によって破損した構造物等の復旧費や除排雪体制の増強を図るための費用を計上するものであります。

次に、令和3年度永平寺町介護保険特別会計補正予算につきましては、事業の精算により、交付金に返還金が生じたため、補正予算を計上するものであります。

次に、令和3年度永平寺町上水道事業会計補正予算につきましては、漏水や誤徴収による還付金に不足が生じることから、補正予算を計上するものであります。

次に、永平寺町附属機関設置条例の一部改正する条例の制定以下4件の議案につきましては、上程の都度詳細にご説明いたしますので、慎重にご審議いただき、妥当なご決議を賜りますようお願い申し上げます。

以上、本定例会の開会に当たり、町政に対する所信の一端と議案について申し上げますが、今後ともさらなる町勢発展と持続可能な行政サービスの提供に努めてまいります。

議員各位におかれましては、町勢発展に向けて一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げます。開会のご挨拶といたします。

どうぞ、よろしく申し上げます。

～日程第4 報告第1号 令和2年度永平寺町一般会計繰越明許費繰越計算書の

報告について～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第4、報告第1号、令和2年度永平寺町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程をいただきました報告第1号、令和2年度永平寺町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてご説明を申し上げます。

一般会計におきまして、年度内完了が見込めない18事業、繰越額3億673万1,000円を繰越しとさせていただくものでございます。

以上、報告第1号の説明とさせていただきます。

○議長（奥野正司君） 補足説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（森近秀之君） それでは、報告第1号、令和2年度永平寺町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、補足説明を申し上げます。

議案書の2ページ目をお願いいたします。

3月議会並びに4月の臨時議会におきまして、お認めいただきました繰越明許費の繰越計算書を調製し、地方自治法施行令第146条の第2項の規定により、ご報告申し上げるものでございます。

繰越しした各事業のうち、主なものについてご説明させていただきます。

2ページ目、お願いいたします。

款2総務費、2行目でございます。新型コロナウイルス感染症対策事業といたしまして実施しました265万5,000円、これは感染症対策の実態調査ということで、この事業につきましては事前協議に時間を要したことで繰越しをさせていただきます。

また、その下3段目、総務管理費の新型コロナウイルス感染症対策事業2,332万9,000円、これは四季の森整備工事でございますけれども、詳細設計時の調査に不測の時間を要したことから年度内完了が困難となったことで、繰越しをさせていただいたものでございます。

次に款3民生費、幼稚園・幼稚園リフレッシュ事業1億5,789万円は、工事の施工方法に当たり、関係者との事前協議に時間を要したことから、事前着手が遅れました。こうしたことから事業を繰り越しているものでございます。

款4衛生費、新型コロナウイルス感染症対策事業798万6,000円ござ

いますけれども、ワクチン接種を令和3年において実施することから、必要となる事業費を繰越しをさせていただいたものでございます。

款6農林水産業費の中山間地域総合整備事業4,800万円につきましては、県営事業として行っていた事業が、県が事業費を翌年度に繰り越すことに伴いまして、本町負担金を繰越しさせていただくもので、その下、県単林道事業860万円につきましては、請負業者との協議調整に不測の日数を要したことから事業費を繰越しさせていただくものでございます。

款7商工費、新型コロナウイルス感染症対策事業275万円は、感染症拡大に伴う事業者の実態調査を令和2年度にさせていただきましたけれども、調査項目の検討、また分析などに不測の日数を要したことから繰越しをさせていただいたものでございます。

款10教育費、小学校費、教育コンピュータ整備事業2,191万4,000円、また中学校費の教育コンピュータ整備事業1,179万6,000円につきましては、GIGAスクール構想によるタブレット整備が全国的に展開されたことにより、年度内の納入が困難になったため繰越しをお願いさせていただくものでございます。

次に、3ページ目をお願いいたします。

社会教育総務費、新型コロナウイルス感染症対策事業として863万5,000円は、松岡公民館トイレ改修に必要な材料、機器の確保に時間を要したことから、年度内完了が困難となったことで繰越しをさせていただいたものでございます。

款15災害復旧費、林道災害復旧費487万8,000円は、掘削残土の増加に伴う地権者との再協議、また残土処分地の確保に不測の日数を要し、年度内完了が困難となったことから繰越しをさせていただいたものでございます。

以上、年度内完了が困難となった18事業、3億673万1,000円を令和3年度へ繰越しさせていただくものでございます。

財源につきましては、国庫支出金が8,336万1,000円、地方債3,000万円、基金1億5,000万円、一般財源が4,337万円となっております。

以上、令和2年度永平寺町一般会計繰越明許費繰越計算書の補足説明とさせていただきます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（奥野正司君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

9番、長岡君。

○9番（長岡千恵子君） すみません、前に聞いてるかもわからないんですけどちょっと記したものが見当たらないので再度教えていただきたいと思うんですけども。

教育費の中で、小中学校GIGAスクールのコンピュータ、タブレットの導入というのがあるんですけども。中学生になりますとタブレットを使うことは子どもたち十分できるかと思うんですけど、小学校の場合、低学年ではどうなのかなというちょっとした疑問がございまして、このGIGAスクールで小中学生にタブレットをお渡しするというんですけども、小学校1年生から中学校3年生まで全員に行き渡るのでしょうか。それとも、ずっと大きくなってから、使えるようになってからお渡しするというふうになるのかというのを教えていただけたらと思います。

○議長（奥野正司君） 学校教育課長。

○学校教育課長（多田和憲君） これは国の方針で、小学校1年生からもう1人1台全員に整備するようになっております。小学校、もう去年から整備されているんですけども、今おっしゃったようなこともあって、一応高学年には優先的に先にお渡ししておいて、低学年は実はもう5月終盤には全員に行き渡るといふような台数を納品されております。

以上です。

○議長（奥野正司君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） ないようですから、質疑を終わります。

以上で、報告第1号、令和2年度永平寺町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についての件を終わります。

～日程第5 議案第43号 令和3年度永平寺町一般会計補正予算について～

～日程第6 議案第44号 令和3年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について～

～日程第7 議案第45号 令和3年度永平寺町上水道事業会計補正予算について～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第5、議案第43号、令和3年度永平寺町一般会

計補正予算についてから日程第7、議案第45号、令和3年度永平寺町上水道事業会計補正予算についての3件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま一括上程いただきました議案第43号、令和3年度永平寺町一般会計補正予算から議案第45号、令和3年度永平寺町上水道事業会計補正予算についてまでの提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、議案第43号、令和3年度永平寺町一般会計補正予算の主なものについて申し上げます。

歳出につきましては、総務費ではコロナ禍における関係交流人口の増加や移住・定住の促進につなげるため、必要な情報を収集できるポータルサイト作成や情報誌掲載費用とする情報発信業務委託料、また新型コロナウイルス感染症の防止を図るための備品購入に係る予算を計上するものでございます。

民生費におきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、令和3年4月1日以降に出生した子どものいる家庭への生活応援として、5万円の特別給付金の支給及び失業や収入減少の中で子育てする低所得の子育て世帯等に対し、生活支援のため、子育て世帯生活支援特別給付金を支給するための予算を計上するものでございます。

衛生費では、6月6日より開始する新型コロナワクチン接種事業に対する職員動員の時間外手当に係る予算を計上するものでございます。

農林水産業費では、本年1月の雪害により破損した農業用施設に対する復旧費の支援に係る補助金や、今年度から町内の防災重点農業用ため池の防災工事が1件、県の事業として採択されたことから、測量設計に対する負担金の予算などを計上するものでございます。

土木費では、本年1月の大雪の際、除排雪によって破損した構造物及び道路附属物の復旧費と除排雪体制の増強を図るため、道路除排雪機械の購入に対する補助金、また町道舗装補修工事において国から当初予算を上回る内示がございましたので、工事請負費に係る予算を計上するものでございます。

消防費では、救急講習会で使用する資機材整備が令和3年度コミュニティ助成として採択されたことからAEDトレーナー等の一般備品購入費、また本年3月末までに退団された消防団員が確定したため、慰労金支給のための予算を計上するものでございます。

教育費では、文部科学省の学校におけるGIGAスクール構想を受けて、町内の小中学校の児童生徒1人に1台コンピュータの整備が5月末に完了するため、6月より通信料や保守運用費がかかることから、必要となる予算を計上するものでございます。

以上により、一般会計補正予算の総額は1億1,313万9,000円となった次第です。

これらの歳出の財源になります歳入は、国庫支出金、県支出金、町債、諸収入、前年度繰越金等により措置をしております。

次に、議案第44号、令和3年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について申し上げます。

令和2年度地域支援事業の精算により、地域支援交付金に返還金が生じたため予算を計上するものでございます。

次に、議案第45号、令和3年度永平寺町上水道事業会計補正予算について申し上げます。

宅内給水管の漏水による水道料金の一部減免及び収納済みの水道料金に誤徴収があり、これらに対する還付が必要となったため、還付金総額が当初見込みを上回ることから、不足する額について予算を計上するものでございます。

以上、議案第43号、令和3年度永平寺町一般会計補正予算から議案第45号、令和3年度永平寺町上水道事業会計補正予算についてまでの提案理由の説明とさせていただきます。

詳細な事項につきましては、この後、担当課からご説明いたします。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（奥野正司君） 補足説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（森近秀之君） それでは、議案第43号、令和3年度永平寺町一般会計補正予算についてから議案第45号、令和3年度永平寺町上水道事業会計補正予算についてまでの3件について、補足説明をさせていただきます。

まず、一般会計補正予算につきましてご説明申し上げます。

議案書の6ページをお願いいたします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,313万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を85億7,644万1,000円とお願ひするものでございます。



歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算、歳出予算の金額につきましては、7ページから8ページにかけましての第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

次、9ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為補正でございますけれども、第2表、債務負担行為補正によります各小中学校の端末タブレット等の保守契約及び通信料が長期契約となることから、各小学校、中学校の教育コンピュータ整備事業につきまして新たに追加をさせていただくものでございます。

また、その下、変更となる項目でございますけれども、当初予算に計上しておりました情報推進事務諸経費におきまして、契約内容に錯誤が生じていたため、修正し補正をさせていただくものでございます。

次に、10ページをお願いいたします。

第3表、地方債の補正でございます。地方債の補正につきましては、合併特例債の発行限度額を400万円引き上げるもので、社会資本整備事業費の財源に充当するため、額の変更をお願いするもので、限度額として3億900万円をお願いするところでございます。

それでは、補正予算の歳出の主なものにつきましてご説明をさせていただきます。

飛びまして、15ページをお願いいたします。

上段にございます款2総務費、目5企画費の委託料、情報発信業務委託料603万7,000円につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴いましてワーケーション、テレワークをはじめとした働き方の多様化が進む中、創業希望者や起業等をターゲットとして、永平寺町への移住を知ってもらうポータルサイトの作成、また各種施策をPRするため情報誌を通じて広告発信するための増額補正するものでございます。

その下でございますけれども、コミュニティ会館整備支援事業補助金69万8,000円につきましては、2つの地区会館の改修に係る補助金としてお願いするものでございます。

その下、総務費の目9防災費の需用費44万円、備品購入費920万7,000円につきましては、公民館や各幼稚園などで会議に使用するためのつい立て購入、また本庁東側入り口や各幼稚園、児童クラブ等に配置するためのサーモグラフィ、また非接触型アルコールスタンド等の備品を購入するため、補正予算を

お願いするものでございます。

その下、中段、款民生費、負担金、補助金で新婚新生活支援金50万円の補助金につきましては、夫婦のいずれかが25歳以下の場合に、1夫婦当たり、結婚した場合に10万円を支給するというものでございまして、その財源といたしまして全額県補助金、5件分50万円を補正させていただくものでございます。

次に、16ページをお願いいたします。

款3民生費、児童措置費、補助金といたしまして負担金、補助金、新生児特別給付金590万円につきましては、令和3年4月以降に出生した子どものいる家庭に生活を応援するため特別給付金、新生児1人当たり5万円、延べ120万を支給するため590万円の増額補正をお願いするものでございます。

その下、19扶助費の子育て世帯生活支援特別給付金650万円は、新型コロナウイルス感染症の影響により失業や収入減となる低所得の子育て世帯を見舞う観点から特別給付金5万円を供給するため補正をお願いするものでございます。

次、中段、款4衛生費、目予防費の職員手当等、時間外勤務手当1,578万円につきましては、新型コロナウイルス感染症対策事業といたしまして、6月6日より開始する集団接種のワクチン接種、延べ99回を実施するに当たりまして職員動員に係る時間外勤務手当を支給するため補正予算をお願いするものでございます。

次に、その下、農林水産業費の農業振興費の補助金361万1,000円につきましては、今年度の1月の大雪によりましてハウスが倒壊したことによります1団体及び1個人に対する補助金として計上させていただいたものでございます。

次に、17ページをお願いいたします。

上段、農林水産業費、目4農地費のため池等整備事業負担金200万円でございますけれども、今年度より町内の防災重点ため池の防災工事を県が実施していくに当たりまして、1件のため池工事が事業採択見込みとなりましたことから、設計業務に対する負担金として事業費の1割、200万円を補正をお願いするものでございます。

次に、下段、款8土木費、道路維持橋梁費の4,200万円の補正でございますけれども、うち3,600万円の工事請負費は本年1月の大雪の際の除排雪により破損した構造物及び道路附属物等の復旧費として予算を計上させていただきました。

また、600万円の補助金につきましては、除雪体制の強化といたしまして除雪機械の購入をする希望があった場合に購入補助として今年度2台分を計上し、

除雪体制の強化を図るということで補正予算を組まさせていただきましたものがございます。

次に、18ページをお願いいたします。

一番下、款10の教育費、項小学校費の教育振興費859万1,000円、また次のページ、19ページでございますけれども中学校費、目教育振興費の293万1,000円のものにつきましては、追加整備いたしましたタブレット端末の配備が5月末でできたことにより、6月より各小中学校におきましてタブレット端末の使用料等の費用が発生することから増額補正をさせていただきましたものがございます。

次に、歳入についてご説明申し上げます。

戻りまして、7ページ目をお願いいたします。

これまで申し上げました歳出の財源といたしまして、総務費国庫補助金をはじめ、国庫支出金として総額6,390万5,000円、県支出金として454万円、町債といたしまして400万円、一般財源として前年度繰越金3,909万円など合わせて歳入総額1億1,313万9,000円をお願いするものがございます。

以上、令和3年度一般会計補正予算の補足説明とさせていただきます。

続きまして、介護保険特別会計、議案第44号の補正予算についてご説明申し上げます。

議案書の23ページをお願いいたします。

歳入歳出補正額を8万9,000円追加し、歳入歳出予算の総額を22億304万3,000円とお願いするものがございます。

歳出につきましてご説明を申し上げます。

29ページをお願いいたします。

款10諸支出金、目償還金8万9,000円は、令和2年度の地域支援事業の精算によりまして交付金に返還金が生じたため補正をお願いするもので、財源といたしましては前年度繰越金を充当してございます。

以上、令和3年度介護保険特別会計補正予算の補足説明とさせていただきます。

次に、議案第45号、永平寺町上水道事業会計補正予算の補足説明をさせていただきます。

議案書の32ページをお願いいたします。

令和3年度上水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出予定額を補正予定額

15万円を追加し、水道事業費用の総額を3億796万6,000円とさせていただきます。

第3項特別損失15万円につきましては、漏水による還付金や誤って徴収していた水道料に対して還付金が発生し、当初の見込みより増えることから、今回、増額補正をお願いするものでございます。

以上、議案第43号、令和3年度永平寺町一般会計補正予算についてから議案第45号、令和3年度永平寺町上水道事業会計補正予算についてまでの補足説明とさせていただきます。

よろしくお願いたします。

～日程第8 議案第46号 永平寺町附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第8、議案第46号、永平寺町附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程をいただきました議案第46号、永平寺町附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について提案理由のご説明を申し上げます。

永平寺町附属機関に永平寺町退職手当審査会を新たに設置するため、条例の一部を改正するものでございます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

～日程第9 議案第47号 永平寺町指定居宅介護支援等の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第9、議案第47号、永平寺町指定居宅介護支援等の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程をいただきました議案第47号、永平寺町指定居宅介護支援等の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について提案理由をご説明申し上げます。

指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布により、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準が改正されたことから、本町の基準等を改正するものでございます。

以上、提案の理由とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

～日程第10 議案第48号 永平寺町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効率的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第10、議案第48号、永平寺町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効率的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程をいただきました議案第48号、永平寺町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について提案理由のご説明を申し上げます。

指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布により、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が改正されたことから、本町の基準等を改正するものでございます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

～日程第11 議案第49号 永平寺町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第11、議案第49号、永平寺町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました議案第49号、永平寺町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について提案理由のご説明を申し上げます。

指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布により、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準が改正されたことから、本町の基準等を改正するものでございます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

～日程第12 議案第50号 永平寺町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第12、議案第50号、永平寺町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました議案第50号、永平寺町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について提案理由のご説明を申し上げます。

指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布により、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が改正されたことから、本町の基準等を改正するものでございます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（奥野正司君） 暫時休憩します。

11時10分まで休憩いたします。

(午前10時56分 休憩)

---

(午前11時10分 再開)

○議長（奥野正司君） 休憩前に引き続き再開します。

～日程第13 議案第51号 永平寺町農業委員会の委員の任命同意について～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第13、議案第51号、永平寺町農業委員会の委員の任命同意についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました議案第51号、永平寺町農業委員会の委員の任命同意について提案理由のご説明を申し上げます。

令和3年8月31日に任期満了の農業委員会の委員を補充するため、川崎直文氏を任命するに当たり、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を賜りたく提案した次第であります。

川崎氏は、町議議員をはじめ、平成18年から14年以上の長きにわたり農業委員に就任いただいております。有限会社吉波水稻生産の代表取締役及び認定農業者として地元集落や永平寺北地区におきまして農業振興の中心的役割を果たされておられます。農業に関する識見が高く、農業委員として適任であり、これまでの豊かな経験や知識を生かして、引き続き活躍していただけるものと期待しております。

以上、提案の理由とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（奥野正司君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「暫時休憩お願いします」と呼ぶ者あり)

○議長（奥野正司君） 暫時休憩。

(午前11時10分 休憩)

---

(午前11時15分 再開)

○議長（奥野正司君） 休憩前に引き続き再開します。

ただいま川崎議員が議場外に退室をしておりますが、今、議案第51号につきましては、川崎議員ご自身のことでありますので採決に加わらないということで

退室をお願いしています。

51号が採決終わった後に、52号以降につきましては、川崎議員は入場していただき、審議、採決に加わっていただきます。

討論ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 討論なし。

ないようですから、討論終わります。

本件について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 本件は、原案のとおり決定されました。

川崎議員が入場されました。

では、再開いたします。

～日程第14 議案第52号 永平寺町農業委員会の委員の任命同意について～

～日程第15 議案第53号 永平寺町農業委員会の委員の任命同意について～

～日程第16 議案第54号 永平寺町農業委員会の委員の任命同意について～

～日程第17 議案第55号 永平寺町農業委員会の委員の任命同意について～

～日程第18 議案第56号 永平寺町農業委員会の委員の任命同意について～

～日程第19 議案第57号 永平寺町農業委員会の委員の任命同意について～

～日程第20 議案第58号 永平寺町農業委員会の委員の任命同意について～

～日程第21 議案第59号 永平寺町農業委員会の委員の任命同意について～

～日程第22 議案第60号 永平寺町農業委員会の委員の任命同意について～

～日程第23 議案第61号 永平寺町農業委員会の委員の任命同意について～

～日程第24 議案第61号 永平寺町農業委員会の委員の任命同意について～

～日程第25 議案第63号 永平寺町農業委員会の委員の任命同意について～

～日程第26 議案第64号 永平寺町農業委員会の委員の任命同意について～

○議長(奥野正司君) 次に、日程第14、議案第52号、永平寺町農業委員会の委員の任命同意についてから、日程第26、議案第64号、永平寺町農業委員会の委員の任命同意についてまでの13件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長(河合永充君) ただいま一括上程をいただきました議案第52号から議案第64号、永平寺町農業委員会の委員の任命同意についてまでの提案理由のご説明



を申し上げます。

令和3年8月31日に任期満了の農業委員会の委員を補充するため、委員を任命するに当たり、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を賜りたく提案した次第であります。

議案第52号、伊藤悦子氏について提案理由のご説明を申し上げます。

伊藤氏は、永平寺町役場農林課で農業行政に携わった経験があり、平成30年からは農業委員、令和元年からは民生児童委員を務められており、中立的な立場で意見を具申する農業委員として適任であり、これまでの経験や知識を生かして、引き続き農業が抱える課題に熱心に取り組んでいただけるものと期待しております。

議案第53号、江守敬三氏について提案理由のご説明を申し上げます。

江守氏は、平成30年から農業委員を務められており、農家組合長や松岡農業土木委員会といった地域農業組織の要職も務められ、また40年以上にわたり現在の福井県農業協同組合で勤務されておられます。これまでの経験から農業情勢に精通し、農家や農業関係者に広くつながりをお持ちでいらっしゃいます。農業に関する識見も高く、農業委員として適任であり、これまでの経験や知識を生かして、引き続き活躍していただけるものと期待しております。

議案第54号、川崎利弘氏について提案理由のご説明を申し上げます。

川崎氏は、平成27年から平成30年まで農業委員を、平成30年からは農地利用最適化推進委員を務めており、農地集積や遊休農地の解消などにご尽力されております。松岡吉野土地改良区の筆頭理事の要職にも就いており、現在は農事組合法人吉野ホテルの里ファーム専務理事及び認定農業者として地域の集落営農を担っておられます。農業に関する識見が高く、農業委員として適任であり、これまでの経験や知識を生かして、活躍していただけるものと期待しております。

議案第55号、黒田國男氏について提案理由のご説明を申し上げます。

黒田氏は、これまで区長や農家組合長を務められており、現在は認定農業者として米作り以外にも6次化営農推進による農業経営の安定化及び収益確保に意欲的に取り組んでおり、中山間地域の営農継続に尽力されておられます。令和2年度には新嘗祭献穀事業を主催され、農業に関する識見が高く、農業委員として適任であり、これまでの経験や知識を生かして、活躍していただけるものと期待しております。

議案第56号、河野一郎氏について提案理由のご説明を申し上げます。

河野氏は、旧永平寺町において10年にわたり、現在も平成30年から農業委員を務められ、旧永平寺町農業協同組合の理事や農家組合長、民生委員といった立場で幅広く地域活動に取り組んでこられました。農業に関する識見が高く、農業委員として適任であり、これまでの経験や知識を生かして、引き続き活躍していただけるものと期待しております。

議案第57号、齋藤忠一氏について提案理由のご説明を申し上げます。

齋藤氏は、農家組合長や農事組合法人市右エ門島ファーム計画担当理事及び認定農業者であり、地元集落営農の担い手として厚く信任を得ております。農業情勢に関する識見も高いことから農業委員として適任であり、これまでの経験や知識を生かして、活躍していただけるものと期待しております。

議案第58号、嶋田仁明氏について提案理由のご説明を申し上げます。

嶋田氏は、農家組合長や農事組合法人ときめきファーム副組合長及び認定農業者であり、地元集落営農の担い手として厚く信任を得ております。農業に関する識見が高く、農業委員として適任であり、これまでの経験や知識を生かして、活躍していただけるものと期待しております。

議案第59号、杉田学氏について提案理由のご説明を申し上げます。

杉田氏は、これまで旧吉田郡農業協同組合の員外監事や農家組合長を務められており、地元の集落営農活動に貢献されています。また、現在は農事組合法人すえまさファームの組合員で認定農業者として地域の集落営農を担っておられます。農業に関する識見が高く、農業委員として適任であり、これまでの経験や知識を生かして、活躍していただける方であると期待しております。

議案第60号、多田美知子氏について提案理由のご説明を申し上げます。

多田氏は、農事組合法人上志比グリーンファーム組合員で認定農業者であり、地域振興作物の栽培に熱心に取り組まれておられます。また、永平寺町社会福祉協議会理事、永平寺町観光ボランティアガイドの会で活動されるなど、幅広い分野で活躍され多くの方々と交流を築かれておられます。現在は福井県農業委員会女性農業委員の会副会長の要職にも就いておられ、農業委員として適任であり、これまでの経験や知識を生かして、引き続き女性農業委員として活躍していただける方であると期待しております。

議案第61号、反保高雄氏について提案理由のご説明を申し上げます。

反保氏は、永平寺町消防団分団長や中島区自主防災会の会長も務められ、地域での人望も厚く信任を得ております。また、農事組合法人中島農産の理事及び認

定農業者として地元集落営農の中心的役割を担っておられ、農業に関する識見も高く、農業委員として適任であり、これまでの経験や知識を生かして、活躍していただける方であると期待しております。

議案第62号、南部義信氏について提案理由のご説明を申し上げます。

南部氏は、土地家屋調査士業を営んでおり、土地の権利に関することなど法制度に精通しております。また、平成30年4月から小舟渡土地改良区の理事を努められ、令和3年4月からは理事長の要職に就任され、地域の農業者や集落から厚く信任を得ております。農業に関する識見も高く、農業委員として適任であり、これまでの経験や知識を生かして、農業における課題に真摯に取り組んでいただける方であると期待しております。

議案第63号、野坂芳弘氏について提案理由のご説明を申し上げます。

野坂氏は、認定農業者として若くから農業に従事され、特別栽培米の栽培に大変熱心に取り組まれておられます。また、農家組合長や地元の保全活動組織の代表も務められ、地域の農地集積など農地保全に尽力されており、地元営農の担い手として厚く信任を得ております。農業に関する識見も高く、農業委員として適任であり、これまでの経験や知識を生かして、活躍していただける方であると期待しております。

議案第64号、森塚信介氏について提案理由のご説明を申し上げます。

森塚氏は、平成25年から1年間ふくい園芸カレッジにて研修され、認定新規就農者として農業に従事され、特に野菜を中心とした園芸栽培に大変熱心に取り組まれておられます。また、地域の農地集積など農地保全にも尽力されており、地域における若手の担い手として今後を期待されており、厚く信任を得ております。農業に関する識見も高く、農業委員として適任であり、幅広い知識を生かして、活躍していただける方であると期待しております。

以上、議案第52号から、議案第64号、永平寺町農業委員会の委員の任命同意についてまでの提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（奥野正司君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 討論なしと認めます。

これより議案第52号、永平寺町農業委員会の委員の任命同意についてから議案第64号、永平寺町農業委員会の委員の任命同意についての13件を一括採決します。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は、原案のとおり承認することに決しました。

～日程第27 議員派遣の件～

○議長(奥野正司君) 次に、日程第27、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、地方自治法第100条第13項及び会議規則第128条の規定により、お手元にお配りしましたとおり派遣することにしたいと思えます。なお、派遣期間、派遣場所、派遣議員等の変更については、議長に一任願いたいと思えます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

暫時休憩します。

(午前11時30分 休憩)

---

(午前11時30分 再開)

○議長(奥野正司君) 休憩前に引き続き再開します。

お諮りします。

これをもちまして本日の日程は全て議了しました。本日はこれをもちまして散会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会することに決定しました。

本日はこれをもって散会します。

なお、明日6月2日から6月7日までを休会としたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) よって、明日6月2日から6月7日までを休会とします。

6月8日は定刻より本会議を開催いたしますので、ご参集のほどよろしく願います。

本日はどうもご苦労さまでした。

(午前11時32分 散会)